

**医療法人育徳会 磯村医院通所リハビリテーション
及び介護予防通所リハビリテーション
(指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション)
運営規程**

(事業の目的)

第1条 医療法人育徳会 磯村医院 通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リビリテーション及び指定介護予防通所リビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1.通所リハビリテーションの提供にあたって事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 2.介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の介護予防心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活の維持又は向上を目指すものとする。
- 3.事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称など)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人育徳会 磯村医院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 一宮市千秋町佐野字五反田 21 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

・1 単位

医師 1名以上

1 単位目 1.2名以上 うち（理学療法士・作業療法士 1名以上）

管理栄養士 1名以上

歯科衛生士 1名以上

従業者は指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

- (3) 厨房職員

磯村医院の主治医が必要と認めた利用者に対し、1 単位目の利用者に限り持ち帰りの配食サービスを自費にて行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 1単位 午前9時50分から午前12時00分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次の通りとする。

1単位目 12名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 機能訓練

(2) 配食サービス

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、1時間1,500円とする。

3 持ち帰りの配食サービスは630円、副食のみの場合は530円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

5 前五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 看護職員等は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡をする等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一宮市、稻沢市、江南市、岩倉市、大口町、北名古屋市、犬山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出など訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人育徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1 (1) 事業所における虐待の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員その他の従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置きます。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月15日から施行する。